

## 国民健康保険制度改革について(No.1)

### 制度改革について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月27日の衆議院本会議にて可決・成立し、同月29日に公布されました。現在の国民健康保険は市町村が運営し、その運営が健全に行われるよう都道府県は必要な指導をしていますが、平成30年度からは都道府県も市町村とともに国民健康保険の運営を行います。また、公費による大幅な財政支援の拡充が行われます。

### 主な改革内容

#### 公費拡充等による財政基盤の強化

平成27年度から低所得者対策として、毎年約1700億円の公費が投入されます。平成29年度以降は、更に約1700億円が追加され、毎年合計約3400億円の公費が投入されます。これにより、一般会計法定外繰入や繰上充用などの財政赤字の解消や、被保険者の保険料負担の軽減などが期待されます。

#### 運営の在り方の見直しによる保険者機能の強化

都道府県は、国民健康保険の財政運営の責任主体となります。安定的な財政運営や効率的な事業の確保など国保運営について中心的な役割を担い、制度の安定化を図ります。市町村は、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行います。

### 「国保保険者 標準事務処理システム」

都道府県及び市町村における事務処理を効率的かつ円滑に行うため、厚生労働省及び国保中央会において「国保保険者 標準事務処理システム」が開発されます。国保保険者標準事務処理システムは以下の3つのシステムで構成されます。

#### ①国保事業費納付金等算定標準システム

都道府県による市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、市町村ごとの標準保険料率の算定業務を支援するためのシステムです。

#### ②国保情報集約システム

市町村ごとに保有する資格情報等を都道府県単位で集約し、被保険者が同一都道府県内で転居した場合に高額医療費の多数回該当に係る該当回数を引継ぐなど、市町村間の情報連携等を支援するためのシステムです。

#### ③市町村事務処理標準システム

市町村が行う資格管理、賦課、徴収・収納、給付業務を支援するための標準的な事務処理システムです。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください

国保制度対策室 TEL:043-254-7357・7364